

議 第 1 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 16 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定

個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の25の項中「体外受精及び顕微授精」を「不妊治療」に改め、同表中30の項を32の項とし、29の項を31の項とし、28の項を30の項とし、27の項を28の項とし、同項の次に次の1項を加える。

29 市長	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第1中26の項を27の項とし、25の項の次に次の1項を加える。

26 市長	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------

別表第2の44の項中

「

」を「

」に改

め、同表45の項中

「

」を「

」に改

め、同表47の項中「体外受精及び顕微授精」を「不妊治療」に、

「

」を「

」に改

め、同表中49の項を50の項とし、48の項を49の項とし、47の項の次に次の1項を加える。

48 市長	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
		医療保険給付関係情報

別表第2に次のように加える。

51 市長	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
		生活保護関係情報
		医療保険給付関係情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年9月25日条例第47号）

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する <u>特定個人番号利用事務</u> をいう。	(6) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する <u>特定個人番号利用事務</u> をいう。	(6) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する <u>特定個人番号利用事務</u> をいう。	(6) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する <u>特定個人番号利用事務</u> をいう。
(7) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する <u>利用特定個人情報</u> をいう。	(7) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する <u>利用特定個人情報</u> をいう。	(7) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する <u>利用特定個人情報</u> をいう。	(7) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する <u>利用特定個人情報</u> をいう。
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有することができる。ただし、法の規定により、 <u>情報提供ネットワークシステム</u> を使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有することができる。ただし、法の規定により、 <u>情報提供ネットワークシステム</u> を使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な <u>限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な <u>限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4 (略)	4 (略)	4 (略)	4 (略)
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)
機関	機関	機関	機関
事務	事務	事務	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
25 市長	25 市長	25 市長	25 市長
不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	体外受精及び顕微授精に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	体外受精及び顕微授精に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
26 市長	26 市長	26 市長	26 市長
不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

改正後

改正前

27 市長	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
28 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
29 市長	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
30 教育委員会	要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
31 教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒に対する就学奨励の実施に関する事務であって規則で定めるもの
32 教育委員会	被災児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの

26 市長	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
27 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
28 教育委員会	要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
29 教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒に対する就学奨励の実施に関する事務であって規則で定めるもの
30 教育委員会	被災児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
44 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 障害者関係情報 医療保険給付関係情報 外国人生活保護関係情報

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
44 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 障害者関係情報 外国人生活保護関係情報

改正後		改正前	
45 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査以外の健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	45 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査以外の健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生活保護関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 医療保険給付関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 外国人生活保護関係情報 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生活保護関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 外国人生活保護関係情報 </div>
(略)		(略)	
47 市長	不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	47 市長	体外受精及び顕微授精に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 医療保険給付関係情報 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div>
48 市長	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	48 市長	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 医療保険給付関係情報 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 障害者関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特別児童扶養手当関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 療育手帳関係情報 </div>
49 市長	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	49 市長	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 障害者関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特別児童扶養手当関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 療育手帳関係情報 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 障害者関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特別児童扶養手当関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 療育手帳関係情報 </div>
50 市長	児童福祉法による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	49 市長	児童福祉法による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生活保護関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 児童扶養手当関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ひとり親家庭医療費助成関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 外国人生活保護関係情報 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生活保護関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 児童扶養手当関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ひとり親家庭医療費助成関係情報 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 外国人生活保護関係情報 </div>

改正後		改正前			
51 市長	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 1554 434 1659">地方税関係情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1659 434 1765">生活保護関係情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1765 434 1944">医療保険給付関係情報</td> </tr> </table>	地方税関係情報	生活保護関係情報	医療保険給付関係情報	
地方税関係情報					
生活保護関係情報					
医療保険給付関係情報					